第３　施行期日等

１　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

２　第１の１の規定は、この政令の施行の日以後に始まる会計年度について適用するものとする。（附則第二項関係）

―――――――――――――

◇令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（政令第二十六号）（内閣府本府）

１　令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害について、災害対策基本法第百二条第一項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる期限を延長する。（本則関係）

２　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

―――――――――――――

◇令和六年能登半島地震による災害及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（政令第二十七号）（内閣府本府）

１　令和六年能登半島地震による災害及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害について、災害対策基本法第百二条第一項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる期限を延長する。（本則関係）

２　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

―――――――――――――

◇道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第二十八号）（国土交通省）

１　自動車の新規登録等を申請する者等が国、軽自動車検査協会又は独立行政法人自動車技術総合機構に納めなければならない手数料の額を改める。（第一条、第二条及び第三条関係）

２　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

―――――――――――――

◇検疫法施行令の一部を改正する政令（政令第二十九号）（厚生労働省）

１　徳島飛行場を新たに検疫飛行場として定める。（別表第一関係）

２　徳島飛行場について検疫所長が検疫感染症等に関し調査及び衛生措置を行うことができる区域を定める。（別表第三関係）

３　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

―――――――――――――

政　令

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令を次に公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二十三号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年三月二十三日とする。

防衛大臣　小泉進次郎

内閣総理大臣　高市　早苗

―――――――――――――

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令を次に公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二十四号

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条、第三十条及び第百十五条の三第一項、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項、別表第三備考㈢並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第六十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六節　委任規定（第四四条―第四四条の八）」を「第六節　委任規定（第四四条―第四四条の六）」に改める。

第十五条中「地方隊」の下に「、情報作戦集団」を加え、「、通信隊群」を削る。

第十五条の二中「護衛艦隊」を「水上艦隊」に改め、「、掃海隊群一、艦隊情報群一、海洋業務・対潜支援群一」を削る。

第十六条の三の見出しを「（水上艦隊）」に改め、同条中「護衛艦隊は、護衛艦隊司令部、護衛隊群四及び海上訓練指導隊群」を「水上艦隊は、水上艦隊司令部及び水上戦群三、水陸両用戦機雷戦群一、哨戒防備群一、水上訓練指導群」に改め、同条ただし書中「護衛艦隊司令部」を「水上艦隊司令部」に改める。